

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(令和元年10月世田谷区条例第27号)の一部を次のように改正する。

第44条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第44条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、
児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力
等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規
定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童
対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事
者(障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環
境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1
項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第61条中「第35条」の次に「、第44条」を加える。

第82条及び第83条中「第36条から第43条まで、第45条から第48条まで」
を「第36条から第48条まで」に改める。

第95条中「第39条から第43条まで、第45条から第48条まで」を「第39
条から第48条まで」に改める。

第100条中「第41条から第43条まで、第45条から第48条まで」を「第4
1条から第48条まで」に改める。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。